

# 三重県集客施設時短要請協力金 よくある質問について 【協力金の申請・算定用】

令和3年6月4日作成  
令和3年6月8日更新  
令和3年6月11日更新  
令和3年6月21日更新  
令和3年6月28日更新

※映画関係者に関する申請期限及び申請方法に関するQ&Aを追加しました。詳細は、令和3年6月28日更新の追加分その3（Q34、Q35）をご確認ください。

※本Q&Aにおいては、令和3年5月9日から5月31日までの期間を「第1期」、令和3年6月1日から6月20日（四日市市以外の11市町については6月13日）までの期間を「第2期」としています。

## 大規模施設運営事業者について

Q1 大規模施設を運営している事業者だが、協力金の計算方法を教えてほしい。

A1 大規模施設運営事業者に対する協力金の算定方法は、以下の4種類があります。

基本は、①の方法により算定いただいた金額が支給額となりますが、一定の要件を満たす場合は、②、③、④の方法により算定した額を追加することができます。なお、①の方法による金額が0円の場合でも、②、③、④の要件を満たす場合は、追加分のみの申請も可能です。

但し、建築物の床面積が1,000㎡を超える、要請対象かつ要請に全面的に協力した大規模施設の運営事業者であることが前提です。

### <①自己利用部分>

自己利用部分面積1,000㎡毎に20万円×時短率×時短日数

※自己利用部分面積については、Q2参照。

※時短率については、Q6参照。

### <②テナント事業者等の把握管理部分>

施設内のテナント等の店舗数×2千円×時短率×時短日数

※協力金の支給対象となるテナント事業者が運営する店舗、及び、特定百貨店店舗を10以上有する大規模施設が対象です。

※テナント事業者等の把握管理分の考え方については、Q11、Q12参照。

<③特定百貨店店舗分>

特定百貨店店舗数×2万円×時短率×時短日数

※特定百貨店店舗を有する大規模施設が対象です。

※特定百貨店店舗については、Q14参照。

<④映画館運営事業者>

常設スクリーン数×2万円×時短率×時短日数

※映画館である大規模施設が対象です。

※映画館の時短率については、Q6参照。

(参考) 早見表

	①自己利用部分	②テナント事業者等の把握管理部分	③特定百貨店店舗分	④映画館運営事業者
テナントなし	○	×	×	×
テナントあり (9以下)	○	×	×	×
テナントあり (10以上)	○	○	×	×
特定百貨店店舗あり (9以下)	○	×	○	×
特定百貨店店舗あり (10以上)	○	○	○	×
テナント及び 特定百貨店店舗あり (合計9以下)	○	×	○	×
テナント及び 特定百貨店店舗あり (合計10以上)	○	○	○	×
映画館	○	×	×	○

Q2 自己利用部分面積とは、どの部分の面積のことか。

A2 敷地内にある建築物において、大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分の面積を言います。ここには、次の面積を含めることはできません。

①テナント事業者等及び特定百貨店店舗の区画面積

②生活必需品の販売等を行う区画面積

③当該施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分（階段、エスカレーター、エレベーター、施設間の連絡通路、休憩室（間仕切り等で区分された部分）、公衆電話室、便所、駐車場、一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室・倉庫等）の面積。

なお、大規模小売店舗立地法の適用がある施設については、次の面積を自己利用部分面積に含めることができます。

- ・屋内に存する、集客を目的とした催事や移動式店舗の出店等に用いられている実績がある広場や通路の面積。

**Q3 屋外にある大規模運動施設だが、自己利用部分面積はどの部分の面積になるか。**

A3 施設の敷地内にある建築物の総床面積から、当該施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分を差し引いた面積を自己利用部分面積とします。(Q2参照)

この場合、建築物の床面積を基本とすることから、建築物ではない屋外の敷地部分等は自己利用部分面積に含まれません。

**Q4 大規模施設である遊園地だが、自己利用部分面積はどの部分の面積になるか。**

A4 Q3と同様の考え方になります。

**Q5 自己利用部分面積が1,000㎡に満たない場合、協力金はもらえないのか。**

A5 テナント等の区画面積や生活必需品等の販売を行う区画面積を差し引いた結果、自己利用部分面積が1,000㎡に満たない場合でも、協力金の支給対象となります。この場合、算定に用いる自己利用部分面積を1,000㎡とみなして協力金の額を計算します。

但し、建築物の床面積が1,000㎡を超える、要請対象の大規模施設であることが前提です。

**Q6 時短率とは何か。(令和3年6月8日更新)**

A6 「短縮した時間÷本来の営業時間」のことを言います。

なお、ここで言う「短縮した時間」とは、夜間時間帯(20時より翌日5時までの間)において短縮した時間のことを言います。

映画館における時短率とは、「時短営業により上映できなくなった映画の回数÷本来上映する予定であった映画の回数」のことを言います。

なお、映画配給会社が申請する場合の「本来上映する予定であった映画の回数」とは、スクリーン全体で上映する予定であった映画の回数のことを言います。同一スクリーンで複数の映画配給会社が映画を上映する場合、全ての配給会社の上映を含めた回数としてください。但し、上映できなくなった映画の回数は自社分に限りません。

<配給会社の時短率の例>

・スクリーン1で配給会社Aが作品①を4回、配給会社Bが作品②を2回上映する予定だったが、時短営業により作品①の上映が3回になった場合。

→配給会社Aの時短率=1回(4回-3回)÷6回(4回+2回) となります。

Q7 本来の営業時間は10時開店～22時閉店であるところ、20時までの時短営業ではなく休業とした。この場合、時短率はどうなるか。

A7 20時までの時短営業の要請なので、時短率における「短縮した時間」は、「2時間(22時から20時への2時間の短縮)÷12時間(本来の営業時間)」となります。

Q8 本来の営業時間は12時開店～22時閉店であるところ、開店時間を前倒しし、9時開店～20時閉店とした。この場合、時短率はどうなるか。

A8 あくまで本来の営業時間を基準とするため、開店時間を前倒ししたとしても、「2時間(22時から20時への2時間の短縮)÷10時間(本来の営業時間)」となります。

Q9 曜日によって営業時間が異なる場合、どのように時短率を計算すれば良いか。

A9 最も有利となる曜日の営業時間を選択して、「短縮した時間」と「本来の営業時間」を算出してください。

<例>

・月曜日は定休日、火曜日～木曜日は10時～21時営業(11時間営業)、金曜日は10時～22時(12時間営業)、土曜日と日曜日は9時～22時営業(13時間営業)の施設が、20時までの時短営業とした場合。

→火曜日～木曜日の「短縮した時間÷本来の営業時間」=「1時間÷11時間」

金曜日の「短縮した時間÷本来の営業時間」=「2時間÷12時間」

土曜日と日曜日の「短縮した時間÷本来の営業時間」=「2時間÷13時間」

⇒この場合、最も有利となる金曜日を選択して時短率を算出。

Q10 生活必需物資販売・サービスとは何か。

A10 安定的な生活の確保に不可欠な物品の販売やサービスを提供する事業のことを言います。

<例>

- ・スーパーマーケットやホームセンター、家電販売店、ドラッグストア等の小売関係
- ・銭湯や理美容店、集会の用に供する部分を除くホテル・旅館等のサービス関係

※これらの事業を営む場合は要請の対象外となることから、協力金も対象外となります。  
(テナント事業者としての本協力金の支給対象となる場合を除く。 Q20 参照。)

#### Q11 テナント店舗の把握管理分とは何か。

A11 多数のテナント等を持つ大規模施設において、テナント等の把握管理に負担が生じていることを踏まえて、支給するものです。

なお、テナント店舗の把握管理分については、次の店舗が合計 10 以上存在する大規模施設であることが必要です。

- ・協力金の支給対象となるテナント事業者が運営する店舗
- ・特定百貨店店舗

Q12 運営している大規模施設内にテナント店舗が 50 店舗存在しているが、そのうち、大規模施設の時短営業の影響を受けていない店舗が 30 店舗ある。また、特定百貨店店舗が 10 店舗存在しているが、そのうち大規模施設の時短営業の影響を受けていない店舗が 5 店舗ある。この場合、テナント店舗の把握管理分と特定百貨店店舗分はどうか。

A12 テナント等の把握管理分の対象となるテナント店舗とは、協力金の支給対象となるテナント事業者が運営する店舗であることから、全体のテナント店舗数 (50) から大規模施設の時短営業の影響を受けていない店舗数 (30) を差し引いた 20 店舗となります。

一方、特定百貨店店舗については、協力金の支給対象となっていなくても店舗数に含めることができるため、10 店舗となります。

よって、テナント店舗の把握管理分は 30 店舗 (テナント 20 店舗 + 特定百貨店店舗 10 店舗)、特定百貨店店舗分は 10 店舗として計算します。

Q13 建築物の床面積は 1,000 m<sup>2</sup>を超えている時短要請の対象施設だが、全てテナントに貸しており、自己利用部分がない (0 m<sup>2</sup>)。この場合、自己利用部分面積の協力金の額はどうか。また、テナント店舗の把握管理分を受給することは可能か。

A13 自己利用部分面積が 0 m<sup>2</sup>の場合、自己利用部分面積についての協力金は 0 円となります。但し、協力金の支給対象となるテナント店舗を 10 以上有している場合等、一定の要件を満たす場合は、テナント店舗の把握管理分等のみの支給を受けることも可能です。(Q11、Q12 参照)

なお、当該施設の時短営業について、決定権限を有していることが前提です。

#### Q14 特定百貨店店舗とは何か。

A14 特定百貨店店舗とは、当該店舗の売上が百貨店等にいったん計上され、その後分配される場合であって、百貨店等から一定の区画の分配を受け、当該店舗の運営者の名義等

で出店し、百貨店等に対して一定の自律性をもって事業を営む店舗のことを言います。

Q15 ショッピングモールを運営している。同一敷地内にA館とB館があり、それぞれ建物として独立しているが、A館とB館をあわせて一体のサービスを提供している。この場合、どのように申請すれば良いか。

Q15 建物として完全に独立している場合でも、複数の施設で一体のサービスを提供している場合は、A館とB館をあわせて1つの施設として申請してください。

なお、A館とB館の床面積がいずれも1,000㎡を超えている要請対象施設である場合は、A館とB館を分けて、2施設として申請することも可能です。但しこの場合、テナント店舗の把握管理分を計算するための店舗数は、A館とB館それぞれのテナント店舗数で判断することになります。(合算することはできません。)

Q16 同一敷地内でパチンコ店とおもちゃ屋を運営している。この場合、どのように申請すれば良いか。

A16 各施設において提供しているサービスが全く異なる場合は、同一敷地内に建っている施設だとしても、別々の施設として申請してください。この場合、それぞれの施設において、床面積が1,000㎡を超える要請対象施設であるか否かの判断が必要です。

Q17 大規模施設内にテナントとして入居する映画館を運営しているが、どのように申請すれば良いか。(令和3年6月21日更新)

A17 映画館の床面積が1,000㎡を超えており、自己の判断で時短営業を決定した等、大規模施設運営事業者としての要件を満たす場合は、大規模施設としての協力金の申請対象となります。この場合、自己利用部分に係る協力金とあわせて、常設スクリーン数に応じた協力金の申請も可能です。

映画館の床面積が1,000㎡以下の場合は、テナント事業者としての協力金の申請対象となります。但し、この場合は、店舗面積に応じた協力金のみの申請となり、常設スクリーン数に応じた協力金の申請をすることはできません。

なお、映画館の床面積が1,000㎡を超える場合であっても、テナント事業者としての申請要件を満たす場合は、テナント事業者として申請することも可能です。この場合、店舗面積に応じた協力金のみの申請となり、常設スクリーン数に応じた協力金の申請をすることはできません。

#### **テナント事業者等について**

Q18 協力金の申請ができるテナント事業者とはどのような事業者か。

A18 要請対象大規模施設運営事業者との契約に基づき、当該大規模施設の区画を賃借し（要請対象大規模施設の敷地内において当該施設運営者等との契約に、飲食品の移動販売を継続的に行うことも含む。）、分譲を受けて、自己の名義等で出店し、当該大規模施設を利用する一般消費者向けに、当該大規模施設の運営者に対して一定の自律性をもって事業を営む事業者、かつ、当該大規模施設が時短営業を行ったことに伴い時短営業を行った店舗を営む事業者のことを言います。

**Q19 テナント事業者だが、協力金の計算方法を教えてほしい。（令和3年6月8日更新）**

A19 テナント事業者に対する協力金の算定方法は、以下の2種類があります。

①又は②の方法により算定いただいた金額が支給額となります。但し、要請対象かつ要請に全面的に協力した大規模施設内に入居し、当該大規模施設の時短営業による影響を受けたテナント事業者であることが前提です。

<①テナント事業者>

店舗面積 100 m<sup>2</sup>毎に 2 万円×時短率×時短日数

※時短率の考え方は、大規模施設における時短率の考え方と同様です。（Q 6 参照）

<②映画配給会社>

映画の終了時刻が 21 時を越える予定だった常設スクリーン数×2 万円×時短率×時短日数

※映画配給会社における時短率については、Q 6 を参照してください。

**Q20 生活必需物資販売や生活必需サービスを取り扱うテナントである場合、協力金はもらえないのか。**

A20 テナント事業者については業種を問いません。入居している大規模施設が要請対象施設であり、かつ、要請に全面的に協力したことに伴い一体的に時短営業を行った場合であれば、協力金の対象となります。

**Q21 要請対象かつ要請に全面的に協力した大規模施設にテナントとして入居している飲食店だが、どの協力金の対象となるか。**

A21 飲食店を運営する事業者の場合、原則「三重県飲食店時短要請協力金」を申請してください。但し、「三重県飲食店時短要請協力金」の対象となっていない下記の店舗であって、かつ、テナント事業者としての要件を満たす場合は、本協力金の申請が可能です。

<例>

- ・テイクアウト専門店
- ・キッチンカー …等

※「三重県飲食店時短要請協力金」の支給要件に該当する場合は、本協力金の申請はできません。また、「三重県飲食店時短要請協力金」と本協力金の重複受給はできません。

**Q22 店舗面積が 100 ㎡に満たない場合、協力金はもらえないのか。**

A22 店舗面積が 100 ㎡に満たない場合でも、協力金の支給対象となります。この場合、算定に用いる店舗面積を 100 ㎡とみなして協力金の額を計算します。

但し、要請対象かつ要請に全面的に協力した大規模施設内に入居し、当該大規模施設の時短営業による影響を受けたテナントであることが前提です。

**Q23 要請対象かつ要請に全面的に協力した大規模施設内に入居するテナントだが、通常時から 20 時を越えて営業していない。協力金の計算はどのようにすれば良いか。**

A23 通常時から 20 時を越えて営業していないテナントについては、要請対象かつ要請に全面的に協力した大規模施設内に入居しているとしても、協力金の対象にはなりません。

**Q24 映画配給会社が協力金を算定する際の常設スクリーン数とは何か。**

A24 映画配給会社が申請する際の上映する映画の終了時刻が 21 時を超える予定だったスクリーンの数を言います。この場合、スクリーン（上映室）を店舗とみなし、映画配給会社を店舗の運営事業者とみなします。

但し、1,000 ㎡を超える大規模施設である映画館が有する常設スクリーンで上映することが前提です。

**Q25 特定百貨店店舗を運営しているが、協力金の申請は可能か。**

A25 テナント事業者にあたらないことから、本協力金の申請はできません。(Q18 参照)

**Q26 要請対象かつ要請に全面的に協力した大規模施設に入居している、店舗面積が 1,000 ㎡を超えるテナント事業者だが、大規模施設として協力金を申請することは可能か。**

A26 可能です。但し、三重県が時短営業を要請していない施設（生活必需物資販売等）を除きます。大規模施設として申請するためには、三重県が時短営業を要請した施設に該当し、かつ、自己の判断で時短営業を決定した等の大規模施設運営事業者としての申請要件を満たしていることが必要です。

なお、大規模施設運営事業者としての協力金と、テナント事業者としての協力金の重複受給はできません。



Q27 要請対象となっている3つの大規模施設に入居するテナント店舗を運営している事業者だが、3つの入居先のうち1つの大規模施設が時短営業を行わなかったため、当該大規模施設に入居するテナント店舗は時短営業を行っていない。この場合、運営する全てのテナント店舗が協力したわけではないため、協力金はもらえないのか。

A27 テナント事業者に対する協力金は、要請対象の大規模施設が要請に応じて時短営業を行ったことに伴い、一体的に時短営業を行った店舗を運営する事業者に対して支給するものであるため、運営する全てのテナント店舗が時短営業を行っていなかったとしても、協力金の支給対象となります。

なお、この場合に申請できるテナント店舗は、要請対象かつ要請に全面的に協力した大規模施設に入居し、当該大規模施設の時短営業による影響を受けたテナント店舗に限ります。

#### その他

Q28 第1期分の協力金について、5月9日から協力している施設と5月14日から協力している施設で、支給される協力金の額は同じか。また、第2期分についてはどうか。(令和3年6月11日更新)

A28 第1期分については、協力いただいた日数に応じて支給させていただきます。

<例>

- ・5月9日から協力いただいた場合、5月9日から5月31日までの23日分で計算。
- ・5月14日から協力いただいた場合、5月14日から5月31日までの18日分で計算。

※少なくとも5月14日からの協力を要請しているため、5月15日から協力いただいていたとしても、第1期分の協力金は支給対象外となります。但し、継続して6月1日から6月20日(四日市市以外の11市町の施設については6月13日)までの時短営業にご協力いただいた場合は、第2期分の協力金の対象となります。なお、第2期分については、県議会において補正予算が議決された場合に実施します。

#### 追加分

Q29 6月13日までの区域と6月20日までの区域で、協力金はどうなるか。また、6月13日までの区域で自主的に6月20日まで時短営業を実施した場合、時短日数を20日間とすることは可能か。(令和3年6月11日更新)(令和3年6月21日更新)

A29 6月13日までの11市町内に所在する施設については、6月1日～6月13日の13日分、6月20日までの四日市市内に所在する施設については、6月1日～6月20日の20日分で協力金を算定します。

なお、6月13日までが要請期間となっている四日市市以外の11市町に所在する施設が、自主的に6月20日まで時短営業を継続したとしても、協力金の算定に用いる時短日数は13日分となります。

**Q30 桑名市内と四日市市内で対象となる大規模施設を運営している。桑名市が重点措置区域内から除外されたことから、6月14日からは、桑名市内と四日市市内の両方の施設について、通常営業へ切り替えた。この場合、6月1日から6月13日までの分として、協力金を申請することは可能か。(令和3年6月11日更新)**

**A30** この場合、桑名市内と四日市市内の両方とも、協力金の対象にはなりません。四日市市内の施設は6月20日まで、それ以外の11市町内の施設は6月13日までが要請期間となっているため、複数の施設を運営している場合は、全ての施設がそれぞれの対象期間の全期間、全面的に時短営業に応じていただく必要があります。

**Q31 桑名市内と四日市市内に所在し、それぞれ要請対象である大規模施設に入居するテナント店舗を運営している。桑名市が重点措置区域内から除外されたことから、6月14日からは、桑名市内と四日市市内に所在する両方の大規模施設が通常営業へ切り替えた。6月1日～6月13日の間は、大規模施設と一体的に時短営業を行っているため、桑名市内と四日市市内の2店舗について、6月1日～6月13日の13日分で協力金を申請することは可能か。(令和3年6月11日更新)**

**A31** この場合は、桑名市内に所在する大規模施設に入居するテナント店舗分のみが申請可能です。

テナント事業者については、要請対象かつ要請に全面的に協力した大規模施設に入居し、当該大規模施設の時短営業による影響を受けたテナント店舗を運営していることが前提です。四日市市内に所在する大規模施設への時短要請期間は6月20日までであり、要請期間の途中で時短営業を中止した場合は全面的に協力したとは言えないため、四日市市内に所在する大規模施設に入居するテナント店舗については、支給要件を満たさないこととなります。

## **追加分その2**

**Q32 第1期(5月9日から5月31日)分にて申請済みである。第2期(6月1日から6月20日)分の申請をするにあたり、第1期分から添付書類の内容に変更がない場合も同じ書類を提出しなければならないか。(令和3年6月21日更新)**

**A32** 第1期分申請済みで、提出する書類の内容に変更がない場合は、省略可能としている書類もあります。詳細については、県HP掲載の申請受付要項をご確認ください。

Q33 第1期から時短営業に協力しており、継続して第2期分も協力した。まだ第1期分の申請をしていないが、第1期分と第2期分を同じ封筒で申請することは可能か。(令和3年6月21日更新)

A33 可能です。その際は、封筒オモテ面に、第1期分と第2期分の申請書類が入っていることを明記してください(第2期分の申請受付要項に添付している封筒貼付用の宛名用紙をご利用いただくと便利です)。

また、重複する添付書類については省略可能な場合がありますので、申請受付要項をご確認のうえ書類の準備をお願いします。

但し、第1期分の申請受付期間は7月2日までとなっているため、提出時期には十分ご注意ください。

### 追加分その3

Q34 映画関係者のみ申請受付期限が延長されているのは何故か。(令和3年6月28日更新)

A34 令和3年6月25日付で国から新たな事務連絡が発出され、映画館運営事業者及び映画配給会社に係る協力金の計算方法について補足の考え方が示されました。これに基づき映画関係者に係る計算方法の再整理を行いました。再整理後の計算方法を用いる場合、計算方法が複雑で非常に時間を要するという判断に至ったため、映画関係者に関してのみ申請受付期限を7月30日まで延長する対応といたします。

映画関係者に関する国からの事務連絡に基づくものであるため、映画館運営事業者又は映画配給会社として申請する方以外については、当初のご案内の通り7月2日が第1期分の申請期限となりますのでご注意ください。

なお、第2期分の申請期限については、映画関係者も含めて7月30日締切で変更はありません。

Q35 映画配給会社が個々の映画館での上映回数を把握することは困難であるため、映画館運営事業者が映画配給会社分も取りまとめのうえ申請することは可能か。また、その場合、どのように申請すれば良いか。(令和3年6月28日更新)

A35 映画業界の実情を勘案し、映画館運営事業者が映画配給会社分の計算を行ったうえで、映画配給会社分を取りまとめて申請することを可能とします。

但し、この場合、必ず映画配給会社から協力金の申請等に関する委任状が必要になります。映画配給会社からの委任状を作成のうえ、申請書類とあわせて提出してください。(※三重県にて委任状の様式を作成予定です。準備ができ次第、県ホームページに掲載しますのでご活用ください。)

なお、映画館運営事業者が映画配給会社分の計算を行う場合は、映画配給会社用の計算

シート（テナント事業者等用の第1号様式別紙②）を使用して計算してください。